

令和2年度第1回評議会（書面表決）

1. 議案

(1) CIREn 令和2年度総会の議決事項について

令和元年度事業報告・収支決算について 資料1～2

令和2年度事業計画(案)・収支予算(案)について 資料3～4

CIREn 規約の改正について 資料5

(2) 令和元年度事業評価（アウトカム評価）について 資料6

(3) 研究支援事業審査委員会の設立及び審査要領の制定について 資料7～9

2. 送付資料

- 委員名簿
- 資料1 令和元年度事業報告
- 資料2 令和元年度収支決算
- 資料3 令和2年度事業計画案
- 資料4 令和2年度収支予算案
- 資料5 規約改正案
- 資料6 令和元年度事業評価（アウトカム評価）について
- 資料7 研究支援事業審査委員会の設立及び審査要領の制定について
- 資料8 令和2年度 CIREn 研究支援事業 審査要領案
- 資料9 令和2年度 CIREn 研究支援事業 審査基準案

- 別紙1 規約全文（改正後案）
- 別紙2 CIREn 研究支援事業審査委員会運営規則案
- 別紙3 令和2年度 CIREn 研究支援事業 募集要領
- 別紙4 令和2年度 CIREn 研究支援事業 別記様式

再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム（CIREn）評議会 委員名簿

1 委員

	企業・団体名	役職	氏名 (ふりがな)	備考
1	株式会社ミゾタ	品質安全部 環境技術研究所 理事	土井 研一 (どい けんいち)	
2	株式会社西村鐵工所	取締役営業本部長	泉 章 (いずみ あきら)	
3	株式会社中山鉄工所	取締役管理部長	永尾 光義 (ながお みつよし)	
4	森鉄工株式会社	代表取締役専務	森 孝信 (もり たかのぶ)	
5	株式会社ワイビーエム	技術開発部長	川崎 賢一郎 (かわさき けんいちろう)	
6	国立研究法人産業技術総合研究所 九州センター	再生可能エネルギー研究センター 太陽光評価・標準チーム 上級主任研究員	原 浩二郎 (はら こうじろう)	
7	公益財団法人 佐賀県地域産業支援センター	産業振興部 研究開発振興課 科学技術コーディネータ	野間 弘昭 (のま ひろあき)	
8	国立大学法人佐賀大学	理工学部副学部長	佐藤 和也 (さとう かずや)	委員長
9	国立大学法人佐賀大学	理工学部教授	池上 康之 (いけがみ やすゆき)	
10	国立大学法人佐賀大学	理工学部教授	大渡 啓介 (おおと けいすけ)	
11	佐賀県工業技術センター	研究企画課長	田中 徹 (たなか とおる)	
12	佐賀県窯業技術センター	研究企画課長	白石 敦則 (しらいし あつのり)	
13	佐賀県産業労働部 新エネルギー産業課	課長	大野 伸寛 (おおの のぶひろ)	副委員長

2 事務局

企業・団体名
国立大学法人佐賀大学理工学部
佐賀県産業労働部新エネルギー産業課

令和元年度事業報告

資料 1

自 令和元年 10 月 8 日

至 令和 2 年 3 月 31 日

関連産業の創出に資する情報や交流機会の提供

1 設立総会の開催

期 日：令和元年 10 月 8 日（火）

場 所：ホテルニューオータニ佐賀（佐賀市）

内 容：規約の制定、令和元年度事業計画・収支予算の議決等

参加者：65 人

2 設立記念交流会（第 1 回交流会）の開催

期 日：令和元年 11 月 7 日（木）

場 所：ガーデンテラス佐賀（佐賀市）

内 容：設立記念講演「トヨタのものづくりの歴史～新たな産業創出に向けて～」

（トヨタ自動車株式会社 張 富士夫相談役）

事例紹介（一般社団法人有明未利用熱利用促進研究会）

設立記念懇親会 会員限定

参加者：140 人（会員 109 人、非会員 31 人）

3 第 2 回交流会の開催

期 日：令和 2 年 2 月 4 日（火）

場 所：ガーデンテラス佐賀（佐賀市）

内 容：事例紹介（大和ハウス工業株式会社）

国予算紹介（九州経済産業局資源エネルギー環境課）

参加者：70 人

4 評議会の開催

（第 1 回）

期 日：令和元年 10 月 8 日（火）

場 所：ホテルニューオータニ佐賀（佐賀市）

内 容：令和元年度研究分科会の設置、令和元年度研究支援事業の審査・選定 等

（第 2 回）

期 日：令和 2 年 1 月 30 日（木）

場 所：佐賀大学理工学部 1 号館（佐賀市）

内 容：令和 2 年度研究支援事業の実施方針について、事業評価方法について 等

5 研究分科会の開催

	研究分科会名	主な活動実績
1	洋上風力発電	・分科会開催（R2.1.27）等
2	太陽光発電	・分科会開催（R2.1.2）等
3	海洋温度差 発電関連技術	・分科会開催（R2.2.28） ・小浜温泉バイナリー発電所視察（R2.3.3）等
4	電気化学	・分科会開催（R2.1.21） ・窯業技術センター視察（R1.12.19）等
5	遠隔監視	・分科会開催（R1.11.20、12.10、R2.1.21、R2.2.4） ・個別研究打合せ 等
6	無線電力伝送	・分科会開催（R2.2.12）等
7	未利用熱利用 空調システム	・分科会開催（R2.1.15） ・未利用熱利用施設等視察（R1.11.28、R2.1.23） ・個別研究打合せ 等
8	レアメタル回収	・分科会開催（R1.12.16、R2.2.27）等
9	ものづくり	・分科会開催（R2.2.27） ・ものづくり技術相談室設置 等

研究開発・産学官連携の推進

研究支援事業の実施

（支援事業一覧）

	研究分科会名	支援額(円)	支援事業名
1	洋上風力発電	750,000	洋上風力発電関連産業の創出に向けた調査研究
2	太陽光発電	250,000	佐賀県における太陽光発電関連企業等のネットワーク化と連携体制の構築
3	海洋温度差 発電関連技術	250,000	海洋温度差発電関連技術の産業創出事業
4	電気化学	1,000,000	二酸化炭素の削減と有用物質への変換を目指したセラミックナノ構造体の電気化学触媒の開発
5	遠隔監視	3,800,000	小電力システムの遠隔監視と需給予測
6	無線電力伝送	500,000	無線電力伝送に関する技術調査と要素技術の研究開発
7	未利用熱利用 空調システム	2,720,000	福祉施設を対象とした複数再エネ熱源によるハイブリッド空調 避難所として活用される体育館をモデルとした再エネとLPGによるハイブリッド空調
8	レアメタル回収	250,000	レアメタル分離・回収や有害元素の除去技術の応用に関わる事前調査等
9	ものづくり	1,000,000	ものづくり拠点化及び人材育成事業
	支援額合計	10,520,000	

各研究分科会の成果の内容については、令和2年秋頃に成果報告会を開催予定。

人材の育成に関する場及び機会の提供

“佐大deラボ”へのものづくり関連機材の設置

再生可能エネルギー等に関わる人材の育成に関する場及び機会を提供するため、佐賀大学と県内企業が共同で開設する“佐大deラボ”へ以下の設備を導入した。

“佐大deラボ”概要

〔目的〕

産学官連携により、自動制御を含むロボット関連技術者を育成することにより、県内産業の競争力向上に資することを目的とする。

〔設置者〕

佐賀大学・株式会社中山鉄工所（武雄市）

〔設置場所〕

佐賀大学「芳尾記念ラボ」内（佐賀市与賀町 1340）

導入した設備

- 3Dプリンター（光造形、熱溶解積層×2）
- 小型旋盤
- 教育用ロボット
- レーザーカッター

今後の展開

小学校高学年から高校生までを対象に、ロボットの試作体験や試作ロボットを用いた自動制御のためのプログラミング教育を試行するとともに、大学生が試作研究を行う場として活用することで、実践的な技術が学べる人材育成の場を提供する。

広報事業

ホームページ開設及び運営

CIREn 専用ホームページを開設し、分科会等イベント開催案内や、活動報告等について情報発信を行った。

CIREn 専用ホームページ：<https://ciren.jp/>

令和元年度収支決算

1 収入の部

(単位：円)

項目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B)-(A)	備考
負担金	20,000,000	20,000,000	0	県負担金
合計	20,000,000	20,000,000	0	

2 支出の部

(単位：円)

項目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B)-(A)	備考
直接事業費				
研究支援事業費	12,000,000	10,520,000	1,480,000	9分科会
企業等交流活動費	1,460,000	1,024,516	435,484	・交流会開催費(講師謝金、会場費) ・評議会開催費(委員謝金、旅費等) ・事務消耗品費等
情報収集活動事業費	780,000	664,085	115,915	・文部科学省事業の事前相談旅費 ・補助員人件費
広報活動事業費	1,160,000	1,078,600	81,400	・ホームページ開設・維持管理経費 ・CIREnロゴ・パネル製作費
人材育成関連事業費		2,112,799	2,112,799	下記明細1参照
佐賀大学事務局 管理運営費	4,600,000	4,600,000	0	事業の管理運営に必要な経費(直接事業費の30%)
合計	20,000,000	20,000,000	0	

【明細1】人材育成関連事業費明細

項目	支出額(円)	備考
3Dプリンター	744,494	
3Dプリンター	497,200	
精密卓上旋盤	203,500	
レーザーカッター	354,105	送料込み
教育用ロボット	313,500	
合計	2,112,799	

令和2年度事業計画（案）

資料3

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

関連産業の創出に資する情報や交流機会の提供

1 総会等の開催

(1) 総会の開催 * 書面開催（予定）

内 容：令和元年度事業報告・収支決算

令和2年度事業計画（案）・収支予算（案）

CIREn 規約改正 等

(2) 評議会の開催（計3回）

時 期： 令和2年5月上旬、 令和2年6月（予定）、 令和3年2月（予定）

場 所： 書面開催 佐賀市内（予定）

内 容： 令和元年度事業報告について、令和2年度事業計画（案）策定 等

令和2年度研究支援事業の選定

研究分科会の事業評価方法について 等

2 交流会の開催

(1) 第3回交流会の開催

期 日：令和2年9月頃

場 所：佐賀市内（予定）

内 容：基調講演、令和元年度研究分科会の成果報告会、懇親会（予定）

(2) 第4回交流会の開催

期 日：令和3年1月頃

場 所：佐賀市内（予定）

内 容：産学連携に係る好事例紹介

国予算の情報提供 等

3 研究分科会の開催

令和元年度に設置した9つの分研究科会を継続して開催する。また、令和2年度研究支援事業にて採択された研究分科会について、新たに設置し、開催する。

研究開発・産学官連携の推進

1 研究支援事業

研究分科会が行う研究開発や製品開発に繋がる取組に対し支援する。

事業区分	内容	支援上限
試作研究等事業	研究成果の実用性等に係る可能性調査、検証するための研究開発、試作品の製作及び評価等を行う事業 各種外部資金等を獲得して事業化に繋げることを目標とする。	400万円
事前調査事業	研究テーマ探索において必要な調査、基礎的研究等を行う事業	100万円
		25万円

予算上限額 1,200万円（予定）

2 会員ニーズ・シーズ調査

会員のニーズ・シーズ等を把握し、適宜結果を情報提供することで、会員間の更なる連携を推進するとともに、今後の CIREn 事業の参考とするため、アンケート調査等を実施する。

実施時期：令和2年秋頃（予定）

実施方法：未定（メール照会又は交流会等イベント会場にて実施することを想定）

3 研究開発に資する情報等の提供

（例）先進事例等の照会、国等の次年度事業（予算）情報提供 等

人材の育成に関する場及び機会の提供

佐大 d e ラボの活用

佐賀大学と県内企業が共同で開設する“佐大 d e ラボ”を活用し、再生可能エネルギー等に関わる人材育成の場となる基盤（ラボ活用の仕組み・制度）を整備する。

広報事業

ホームページ運営による情報発信

研究分科会の活動実績等を掲載し、CIREn の取組を情報発信するとともに、会員相互の情報共有を図る。

令和 2 年度収支予算（案）

1 収入の部

（単位：千円）

項 目	予算額	前年度 予算額 (対前年度 増減額)	内 容	主な増減理由
負担金	20,000	20,000 (0)	負担金	
合 計	20,000	20,000 (0)		

2 支出の部

（単位：千円）

項 目	予算額	前年度 予算額 (対前年度 増減額)	内 容	主な増減理由
直接事業費				
研究支援事業費	12,000	12,000 (0)		
企業等交流活動費	727	1,460 (733)	交流会開催経費(講師謝金、会場借上料) 評議会・審査委員会(仮)開催経費(委員謝金、旅費) その他必要経費	昨年度実績に基づく見直しによる減 等
情報収集活動費	323	780 (457)	国補助金の事前相談に係る経費等	昨年度実績に基づく見直しによる減 等
広報活動事業費	350	1,160 (810)	ホームページの維持管理に関する経費、会員等への情報発信に係る経費等	ホームページ作成費の減 等
人件費	2,000	0 (2,000)	事務局職員人件費	事務局職員の新規雇用による増
佐賀大学事務局 管理運営費	4,600	4,600 (0)	事業の管理運営に必要な経費 (直接事業費の30%を超えない額)	
合 計	20,000	20,000 (0)		

再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム規約の改正について

(1) 改正理由

当組織の呼称を CIREn(セイレン)と定めるもの。

研究分科会が行う研究開発や製品開発につながる取組(可能性調査や試作研究等)を支援することを目的とした研究支援事業について、支援先の選定にあたって行う審査の中立性を保つため、新たに設置する「研究支援事業審査委員会」において審査を行うこととするもの。

(2) 改正内容

<ポイント>

当組織の呼称を CIREn(セイレン)と定める。(第1条関係)
 研究支援事業の選定にあたって行う審査については、評議会の所掌事項から除く。(第11条関係)
 なお、評議会において事業の選定を補佐する目的で新たに「研究支援事業審査委員会」を設置することとし、委員の選任及び審査要綱等については、会長が別に定める。

再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム規約(令和元年10月8日施行)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(名称) 第1条 本組織は、「再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)と称する。</p> <p>(評議会) 第11条 評議会は、会員を代表し、<u>プラットフォーム</u>の運営に必要な次の事項を行う。</p> <p>(1) 略 (2) 研究支援事業の<u>審査</u>、選定及び評価 (3) 略 (4) その他<u>プラットフォーム</u>の運営の円滑化のために必要な事項の検討</p> <p>2～11 略 12 評議会の庶務は、<u>プラットフォーム</u>の事務局において処理する。</p>	<p>(名称) 第1条 本組織の<u>名称</u>は、再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォームとし、その英語表記 Co-creative Innovation platform for Renewable Energy の頭文字から呼称を CIREn(セイレン)とする。</p> <p>(評議会) 第11条 評議会は、会員を代表し、<u>CIREn</u>の運営に必要な次の事項を行う。</p> <p>(1) 略 (2) 研究支援事業の選定及び評価 (3) 略 (4) その他 <u>CIREn</u> の運営の円滑化のために必要な事項の検討</p> <p>2～11 略 12 評議会の庶務は、<u>CIREn</u> の事務局において処理する。</p>

第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第14条、第15条、第16条、第17条及び第18条中「プラットフォーム」を「CIREn」に改める。

改正後の規約の全文は、別紙1のとおりである。

令和元年度 CIREn 事業評価（アウトカム評価）について

1 事業評価の方針（前回議論）

以下の2種類の事業評価を行うことで、評価を活かした事業の更なる改善や事業目的の遂行を目指す。

1. アウトカム（結果）の評価

3つの指標について、達成状況の評価を毎年度実施する。（今回評価）

2. プロセス（過程）の評価

a) 事業の運営方法（手順）の評価

随時実施（評価・改善）

b) 研究分科会の活動状況

令和2年度中に評価方法（基準）を整理し、令和2年度の実績に基づき令和3年度から実施

2 令和元年度 CIREn 事業評価（アウトカム評価）について

< 事業評価の指標と目標数値 >

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個別研究等の取組件数	8 件以上		12 件以上	
参加県内企業数	50 社以上			
外部資金獲得額	1 億円以上		3 億円以上	

定義：

「個別研究等」...事業モデル構築や製品開発等を目指した産学連携の取組（研究テーマ探索に係る取組は除く）

「参加県内企業数」...全体交流会や分科会活動等に実質的に参加する企業

「外部資金獲得額」...国予算等、県が負担する CIREn 運営費以外の研究資金の獲得額

指標	令和元年度実績	達成率 (%) ¹	備考
個別研究等の取組件数	4 件	50%	未利用熱利用空調システム分科会、遠隔監視分科会、海洋温度差発電関連技術分科会、ものづくり分科会
参加県内企業数	38 社	76%	
外部資金獲得額	約 540 万円	5%	海洋温度差発電関連技術分科会内個別研究プロジェクト案件

1 令和2年度目標数値に対する達成率

（ただし、「参加県内企業数」のみ、令和4年度目標数値に対する達成率）

研究支援事業審査委員会の設立及び審査要領の制定について

1 審査委員会（仮称）の設立について（進捗の報告）

（1）審査委員について

以下委員名簿（案）に基づき、委員就任の依頼中。

（2）設立について

CIREn 総会において規約を改正後、6月上旬に「CIREn 研究支援事業審査委員会運営規則」（別紙2）に基づき設立し、6月上旬に委員会を開催する予定。

研究支援事業審査委員会委員名簿（案）

（50音順）

氏名	所属・役職
大野 伸寛	佐賀県産業労働部新エネルギー産業課長
佐藤 和也	国立大学法人佐賀大学理工学部 副学部長
白石 敦教	佐賀県窯業技術センター 研究企画課長
白壁 勝直	株式会社三井住友銀行 佐賀支店長兼法人営業部長
田中 徹	佐賀県工業技術センター 研究企画課長
野間 弘昭	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 科学技術コーディネータ
横尾 敏史	株式会社佐賀銀行 営業統括部兼総合企画部 主任調査役

2 研究支援事業の公募について（進捗の報告）

「令和2年度 CIREn 研究支援事業 募集要領」（別紙3）及び「別記様式」（別紙4）により、4月27日（月）から佐賀大学理工学系教員を対象に公募を開始。（申請書提出期限：5月20日（水））

3 研究支援事業の審査について（議決事項）

令和元年度の研究支援事業の実施を踏まえ、審査要領及び審査基準を資料8及び9のとおり定めたい。

令和 2 年度CIREn研究支援事業 審査要領（案）

令和 2 年 月 日制定

1 審査の基本方針

再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム（以下「CIREn」という。）の目的達成に資する研究事業で、以下の全ての要件を満たすものの中から選定する。

- （1）CIREn規約第 6 条第 1 項第 1 号の会員を構成員に含める（見込みであることを含む。）とともに、同構成員の収益の機会向上を目指し、又は同構成員の収益の機会向上に資する可能性があること。
- （2）当該構成員それぞれの経営資源等の有効活用が図られた内容であること。
- （3）実証研究や製品化・事業化を目指した取組であること。

【本プラットフォームの目的】

「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想」の実現に向け、オープンイノベーションを基軸に、産学官連携による再生可能エネルギー等の研究開発や市場開拓等を進めることで、県内の関連産業創出を加速させ、SDGs の目標 4、7、8 及び 9 の達成に貢献することを目的とする。

2 審査の方法

(1) 審査方法

- ① 審査は、CIREn研究支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。
- ② 審査委員会は、書面審査及び合議審査を実施する。
- ③ 審査委員会は、令和 2 年 6 月中旬までに審査し、当該事業の候補事業の選定を行うとともに、CIREn評議会（以下「評議会」という。）に報告する。

(2) 審査手順

① 書面審査

審査委員会委員（以下、「委員」という。）は、各申請書の内容について、別紙「審査基準」に基づき総合的に判断して評点付けを行う。その目安は下表のとおりとする。評点は、「審査調書」の評点欄に記入し、コメント等がある場合にはコメント欄に記載する。

<評価の目安>

評点	目 安
5	優れている
4	良好である
3	普通である
2	やや不十分である
1	不十分である

② 合議審査

各委員の評点を集計し、その集計結果をもとに審査委員会において合議審査を行い、予算額を勘案したうえで当該事業の候補事業を選定する。

(3) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(4) 評価

別紙「審査基準」のとおり

3 その他

(1) 審査委員の留意事項

① 利害関係者の排除

申請された事業と利害関係がある委員は、事務局にその旨申し出ることとし、当該事業の審査に加わる
ことができない。また、当該事業の候補事業の選定に係る議決にも加わらないこととする。

<利害関係の範囲>

- ・委員が構成員となっている場合
- ・委員と親族関係にあるものが構成員となっている場合
- ・委員が構成員である企業及び団体において専任又は兼任として在職している場合
- ・その他、研究事業の採択額の決定が委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある場合

② 秘密保持

- ・委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報について外部に漏らしてはならない。
- ・委員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(2) 結果の報告

審査委員会委員長は、審査手続き終了後、評議会に審査結果を報告する。

令和2年度CIREn研究支援事業 審査基準

審査項目		配点	申請書参照箇所
①目的・必要性	解決すべき課題等に対して、申請内容の目的・必要性は十分か。	10	3 (2) 3 (3)
②実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業の内容に即した実施体制となっているか。 ・研究分科会構成員間での役割分担が想定されており、研究分科会構成員それぞれの取組度合いが高いか。 	5	2
③独創性・先進性	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外や業界において独創性や先進性が見込まれるか。 ・競合・既存の技術等と比較して優位性が見込まれるか。 	5	3 (2) 3 (3)
④具体性・確実性	記載内容に具体性や確実性があるか。	10	3 (4) 4
⑤地域への貢献可能性	県内企業の収益の機会向上に資するなど、地域に貢献する可能性があるか。	10	3 (3)
⑥研究成果の市場性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果が、幅広く普及・拡大する可能性があるか。 ・対象となる市場が具体的に想定されているか。 	5	3 (3)
⑦予算の内容・額の適正性	研究費の内容及び額が適正であるか。	5	5
合計点		50	

<評点区分>

目安	評点区分	
	配点5点の場合	配点10点の場合
優れている	5	10
良好である	4	8
普通である	3	5
やや不十分である	2	3
不十分である	1	1

再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム規約

(名称)

第1条 本組織の名称は、再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォームとし、その英語表記 Co-creative Innovation platform for Renewable Energy の頭文字から呼称を CIREn (セイレン) とする。

(目的)

第2条 CIREn は、「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想」の実現に向け、オープンイノベーションを基軸に、産学官連携による再生可能エネルギー等の研究開発や市場開拓等を進めることで、県内の関連産業創出を加速させ、SDGs の目標 4、7、8 及び 9 の達成に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 CIREn は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 再生可能エネルギー等関連産業の創出に資する情報や交流機会の提供
- (2) 研究開発の推進に関する事業
- (3) 産学官連携の推進に関する事業
- (4) 再生可能エネルギー等に関わる人材の育成に関する場及び機会の提供
- (5) 再生可能エネルギー等に関連する技術・製品等の市場開拓に関する事業
- (6) その他 CIREn の目的を達成するために必要な事業

(入会)

第4条 CIREn に入会を希望する者は、入会申込書を事務局に提出し、事務局の確認を受けなければならない。

(退会)

第5条 CIREn から会員が退会するときは、書面をもってその旨を届けなければならない。

(会員)

第6条 CIREn の会員は、第2条に定める目的に賛同して入会した、次の各号に掲げる企業、団体又は個人とする。なお、CIREn の会員として有する権利又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。

- (1) 県内に主たる事務所若しくは事業所、又は研究開発拠点を置く企業及び団体
- (2) 前号に該当しない企業及び団体
- (3) その他 CIREn の目的に賛同する個人等

2 会員は、この CIREn の運営に関し、次の提案を行うことができる。

- (1) 研究分科会の設置、合併、分割及び廃止
- (2) 研究開発テーマ

- (3) 運営方針及び事業計画
- (4) その他 CIREn の運営の円滑化のために必要な事項

(除名)

第7条 会員が CIREn の目的に違反し、又はその名誉もしくは信用を著しく害した場合には、評議会の決定により会員を除名することができる。

2 会員が解散等により消滅した場合には、CIREn を退会したものとみなす。

(役員)

第8条 CIREn に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は国立大学法人佐賀大学理工学部長をもって充てる。
- 3 副会長は佐賀県産業労働部長及び第6条第1項第1号の会員のうちから会長が指名した者をもって充てる。
- 4 会長は、CIREn を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 会長及び副会長の任期は特に定めない。

(CIREn 体制)

第9条 CIREn に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議会

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項
 - (3) 本規約に関する事項
 - (4) その他 CIREn の運営に関する重要事項
- 2 総会は、原則として年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。
- 3 総会の議長は、会長が務める。
- 4 総会の議事は、会員の総数の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 やむを得ず総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。
- 6 前項の表決又は代理人への表決の委任がない場合は、議長に一任したものとみなす。
- 7 緊急の必要がある場合は、会長は書面による賛否を求め、総会の議決に代えることができる。

(評議会)

第 11 条 評議会は、会員を代表し、CIREn の運営に必要な次の事項を行う。

- (1) 研究分科会の設置、合併、分割及び廃止
 - (2) 研究支援事業の選定及び評価
 - (3) 運営方針案、活動計画の策定
 - (4) その他 CIREn の運営の円滑化のために必要な事項の検討
- 2 評議会は、委員 20 人以内で組織する。
 - 3 委員は、会長が任命する。
 - 4 評議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。
 - 5 委員長は、会務を総理し、評議会を代表する。
 - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 7 評議会は、委員長が招集する。
 - 8 評議会の議長は、委員長が務める。
 - 9 評議会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 10 やむを得ず評議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において前項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
 - 11 緊急の必要がある場合は、委員長は書面による賛否を求め、評議会の議決に代えることができる。
 - 12 評議会の庶務は、CIREn の事務局において処理する。

(研究分科会)

第 12 条 CIREn の活動として、一定の課題の下で専門的技術やアイデアを持ち寄り、市場分析や研究開発等に取り組むための研究分科会を設置することができる。

- 2 研究分科会は、会員のうち、研究分科会の活動に主体的に協力するものを構成員として組織し、オープンイノベーションを基軸に次の事項を行う。ただし、第 3 号のうち、知的財産に関する利害調整等が必要な場合は、クローズドイノベーションとする。
 - (1) 構成員のシーズ及びニーズの共有、分析及び評価
 - (2) 個別研究テーマの探索及び市場分析
 - (3) 研究開発及び実証研究の実施
 - (4) その他 CIREn の目的を達成するために必要な活動
- 3 研究分科会の活動内容は、適宜評議会へ報告しなければならない。
- 4 研究分科会には、座長 1 人及び副座長 1 人以上を置く。
- 5 座長は、評議会を選任する。
- 6 副座長は、研究分科会構成員の中から座長が指名するものとし、指名後は評議会に報告するものとする。
- 7 座長は、研究分科会の管理運営及び総合調整を行う。
- 8 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けたとき又は事故のあるときは、座長の職務を代行する。

(会費)

第 13 条 会費の徴収は、行わない。なお、個別の活動に必要な経費（交通費等）は、会員自ら負担する。

(会計)

第 14 条 CIREn の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 15 条 CIREn の事務局は、佐賀県産業労働部新エネルギー産業課及び国立大学法人佐賀大学理工学部置く。

2 前項の事務局は、CIREn の運営に係る総務及び庶務全般の業務を行う。

(情報の取扱い)

第 16 条 CIREn の活動においては、秘密である旨明示された情報（以下「秘密情報」という。）を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本事業において、秘密情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し、当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の取扱い)

第 17 条 CIREn における研究分科会で得られた知的財産の取扱いについて定める場合には、研究分科会の座長及び関係する会員間での協議を踏まえ、評議会において決定する。

(その他)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、CIREn の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和元年 10 月 8 日から施行する。

2 プラットフォームの当初の会計年度は、第 14 条の規定に関わらず、施行の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、令和 2 年 月 日から施行する。

再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム（CIREn）
研究支援事業審査委員会運営規則（案）

令和2年 月 日
CIREn 会長

（目的）

第1条 この運営規則は、再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム規約（以下「規約」という。）第3条第2号の研究開発の推進に関する事業として実施する研究支援事業の審査のために設置する審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項について定めるものである。

（所掌事務）

第2条 委員会は、研究支援事業費交付申請書の提出があったときは、これを審査し、研究支援事業の候補を選定する。

（組織）

第3条 委員会は、審査委員から構成する。

- 2 審査委員は、次の各号に掲げる者から最低1名を構成員とし、規約第8条第1項の会長が任命する。
 - (1) 佐賀県の職員
 - (2) 国立大学法人佐賀大学の教授
 - (3) 産学官連携等に係る知見を有する者
 - (4) 経営・知財戦略等に係る知見を有する者
- 3 前項各号に掲げる者の他、委員長が必要と認める者を審査委員とすることができる。
- 4 審査委員の任期は、1年とする。ただし、審査委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、審査委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員が、その職務を代理する。

（委員会）

第5条 委員会は、審査委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 研究支援事業の候補の選定は、出席した審査委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 3 欠席する審査委員は、委員長を通じて、研究支援事業の候補の選定に係る参考意見について、書面により提出することができる。

4 委員会は、第2項で選定した研究支援事業の候補事業を規約第11条に定める評議会に報告するものとする。

(審査の方法)

第6条 研究支援事業費交付申請書の審査は、評議会において別途定める要領等に基づき行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、規約第15条第1項の事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この運営規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

(施行日)

この運営規則は、令和2年 月 日から施行する。

令和2年度^{セイレン}CIREn研究支援事業 募集要領

令和2年4月27日
^{セイレン}CIREn

1 事業の目的

再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム（以下「CIREn」という。）会員が一定の課題の下で、専門的技術やアイデアを持ち寄り、再生可能エネルギー等の研究開発等を進めることで、県内の関連産業創出を図るため、CIREn 研究分科会が行う研究開発や製品開発につながる取組を支援することを目的とする。

2 事業内容等

(1) 支援対象

事業区分	内容	支援上限
試作研究等事業	研究成果の実用性等に係る可能性調査、検証するための研究開発、試作品の製作及び評価等を行う事業 ※ 当該事業は、各種外部資金等を獲得して事業化に繋げることを目標とします。	400万円
事前調査事業	研究テーマ探索において必要な調査、基礎的研究等を行う事業	100万円 25万円
分科会設置申請	研究テーマ探索に向けて業界のニーズ等調査を行うため、研究分科会の設置を希望するもの	0円

予算上限 1,200万円（予定）

(2) 支援対象者

CIREn 規約（以下「規約」という。）第 12 条に定める研究分科会が対象となります。ただし、応募時に研究分科会が設置されていなくても、当該事業に採択された場合に研究分科会として事業を実施する体制が備わっていれば足りることとします。

(3) 支援対象期間

事業選定通知の日 から 令和3年3月12日（金）まで

3 応募の資格

以下の①から③までの要件を全て満たす研究分科会の座長及び座長[※]として選任されることを希望する佐賀大学理工学系教員とします。

- ① 規約第6条第1項第1号の会員を構成員に含める（見込みがあることを含む。）とともに、同構成員の収益の機会向上を目指し、又は同構成員の収益の機会向上に資する可能性があること。
- ② 当該構成員それぞれの経営資源等の有効活用を図ること。
- ③ 実証研究や製品化・事業化を目指した取組を行うこと。

※ 研究分科会の座長は、研究分科会の管理運営及び総合調整を行っていただきます。

4 支援事業費交付申請書等の提出

支援事業費交付申請書・事業計画書に係る書類を添付し、以下により提出してください。

(1) 提出書類等

- 令和2年度 CIREn 研究支援事業費交付申請書（別記第1号様式）
- 事業計画書（別記第1号様式 別紙1）
- 申請内容を補足するために必要な参考資料（任意）
- 支援事業費を機器・装置等の購入経費に充てる場合は仕様等概要が分かる資料

(2) 提出方法

電子メール又は持参

(3) 提出（受付）期間

令和2年4月27日（月）から令和2年5月20日（水）正午まで

(4) 提出先

CIREn 事務局（佐賀大学理工学部事務室内）担当：川副

〒840-8502 佐賀市本庄町1番地

TEL：0952-28-8514（内線8514） MAIL：info@ciren.jp

5 審査・選定

(1) 審査・選定方法

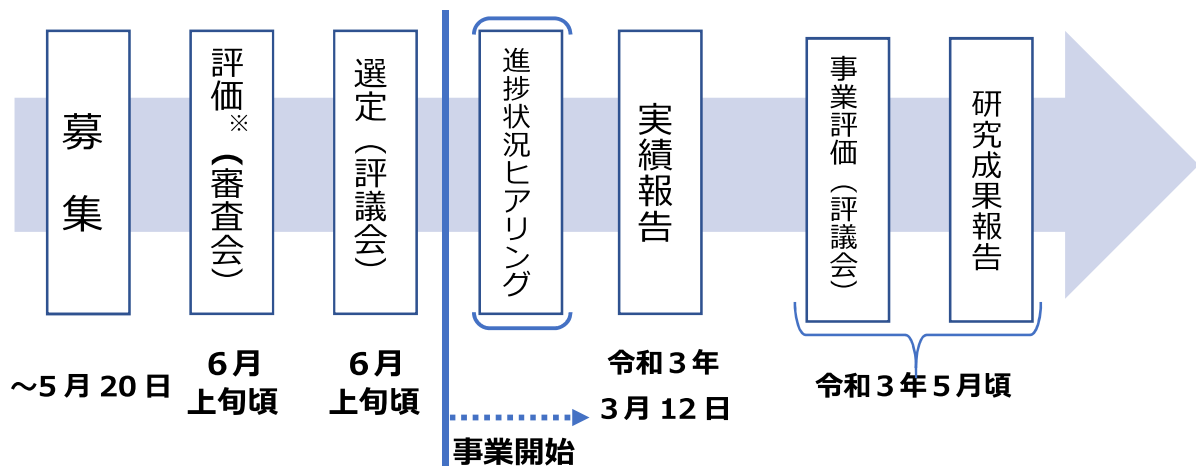
提出された支援事業費交付申請書等について、CIREn 研究支援事業審査委員会（仮称）（以下「審査委員会」という。）において評価し、その結果をもとに CIREn 評議会が研究支援事業者を選定します。

(2) 評価基準

以下の基準に基づいて総合的な評価を行います。

評価項目	評価内容
目的・必要性	解決すべき課題等に対して、申請内容の目的・必要性は十分か。
実施体制	・申請事業の内容に即した体制となっているか。 ・研究分科会構成員間での役割分担が想定されており、 <u>研究分科会構成員それぞれの取組度合いが高いか。</u>
独創性・先進性	・県内外や業界において独創性や先進性が見込まれるか。 ・競合・既存の技術等と比較して優位性が見込まれるか。
具体性・確実性	申請内容に具体性や確実性があるか。
地域への貢献可能性	<u>申請内容が、県内企業の収益の機会向上に資するなど、地域に貢献する可能性があるか。</u>
研究成果の市場性	・研究成果が、幅広く普及・拡大する可能性があるか。 ・対象となる市場が具体的に想定されているか。
予算の内容 ・額の適正性	研究費の内容及び額が適正であるか。

6 事業の流れ



※ 必要に応じてヒアリング審査を行います。

7 採択者の責務

(1) 進捗状況ヒアリング

研究支援事業者は、CIREn 評議会から要求があった場合には、事業実施状況等について報告する必要があります。

(2) 成果報告

事業終了後は、CIREn 全体交流会等において、研究成果を報告（発表）していただきます。

(3) 事業評価

事業終了後、CIREn 評議会において採択事業の評価を行います。評価の結果は、事業を実施した年度の翌年度以降の研究支援事業の採択や、研究分科会の統廃合の方針に反映させる予定です。

別表（事業の対象経費）

経費区分	内 容
旅費	事業を行うために必要な旅費（教員及び補助員の出張旅費及び外部専門家等の旅費）
会議費	事業を行うために必要な会議、セミナー、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金）
備品費	事業を行うために必要な物品（取得価格又は取得評価額が 10 万円以上のもので、かつ、1 年以上継続して使用できるもの）の購入・製造に必要な経費
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
外注費	研究支援事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例：通信運搬費、光熱水料、設備の修繕・保守費、文献購入費等
委託費	研究支援事業者が事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任）ために必要な経費

別記第 1 号様式

令和 年 月 日

セイレン
CIREn 会長 様

申請者氏名

印

令和 2 年度 CIREn 研究支援事業費交付申請書

下記のとおり、標記事業費の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及び内容

別紙 1 事業計画書のとおり

2 事業に要する経費及び支援事業交付申請額

(1) 事業に要する経費 円

(2) 支援事業交付申請額 円

事業計画書

1 申請者等の概要

申請者	所属		氏名	
	電話番号		E-mail	
事務担当者	所属		氏名	
	電話番号		E-mail	

2 研究分科会の概要

研究分科会名				
研究分科会の取組テーマ				
研究分科会の主な構成員	企業・団体名等	事業従事者		役割等 ※
		役職	氏名	

※ 「試作研究等事業」に申請する場合は必ず記入すること。

3 事業内容

(1) 実施内容の区分

事業区分	支援上限	応募
試作研究等事業	400万円	
事前調査事業	100万円	
	25万円	
分科会設置申請	0円	

}

該当する区分の応募欄に「○」を付してして下さい。

(2) 実施概要（全角150文字以内）

※ 実施目的、内容を分かりやすいように記載すること。

(3) 解決すべき課題、事業成果、波及効果

※ 解決すべき課題、調査・研究開発等が必要な理由、得られる成果やそれらの波及効果について、具体的な時期や目標数値を踏まえながら記載すること。

(4) 実施計画

※ 取組の最終目標を見据えた中長期的な実施計画を記載すること。

※ 継続事業の場合は、前年度までの取組とその成果を記載すること。

※ 外部資金を活用する予定がある場合は、時期、事業名を記載すること。

【1年目（令和 年度）】

【2年目（令和 年度）】

【3年目（令和 年度）】

4 実施スケジュール

実施内容	令和2年							令和3年		
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

5 収支予算書

(1) 収入の部 (資金調達内訳)

(単位：円)

区 分	金 額	調 達 先	備 考
申 請 額			
自己資金等			
合 計			

(2) 支出の部

(単位：円)

経費区分 ※	事業に 要する経費 (税込)	対象経費 (税込)	申請額	積 算 の 内 訳
合 計				

※「積算の内訳」欄に記載する事項

- ・人件費：業務内容、単価、従事時間等
- ・備品消耗品費：名称、数量、単価、金額
- ・委託費：内容、単価、金額等
- ・機械装置費：名称、数量、単価、金額
(仕様について必要に応じて別途説明資料を提出すること)
- ・役務費：内容、単価、金額等
- ・その他：必要理由を説明すること

※ 支出の部の経費区分は、別表で定める経費区分ごとに記載すること。